



# 宮 崎 県 公 報

平成22年10月29日（金曜日）号外 第 94 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁	
○鳥獣保護区の変更……………（自然環境課） 1		○鳥獣保護区の更新（9件）……………（自然環境課） 1
		○休猟区の指定（2件）……………（ ” ） 3
		○特定猟具使用禁止区域（銃）の指定……………（ ” ） 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 752号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第2項の規定により、平成16年宮崎県告示第 592号で指定した牧山鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成22年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称  
牧山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域  
門川町大字庵川の新開橋を起点とし、県道遠見半島線を北東に進み、延岡市と門川町の境界に至り、同所から境界を東に進み麦パエの突端に至り、同所から洋上の松ばえの東端から枇榔島の東端を結ぶ線上を南下し、途中より洋上を中パエの東沖方向に進み、同所から枇榔島と乙島を結ぶ洋上線上に南下し、同所から乙島南端に至り、同所から門川町文化会館に至り、同所から起点に至る線によって囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間  
平成22年11月1日から平成26年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
国設鳥獣保護区と一体的に貴重な鳥獣の集団繁殖地として永続できるよう、地元自治体や庁内関係課と連絡調整を図りながら、定期的な巡視活動を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

### 宮崎県告示第 753号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成12年宮崎県告示第 935号で指定した石河内鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成22年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称  
石河内鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域  
木城町石河内川原ダムの右岸を起点とし、ダム貯水地敷（九電用地）を北に進み九州電力戸ヶ八重吊橋右岸に至り、同所より同吊橋を北東に進み県道東郷西都線に至り、同所より同県道を東南に進み川原ダム左岸に至り、同所より同ダムを北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間  
平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

### 宮崎県告示第 754号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成12年宮崎県告示第 935号で指定した鬼付女峰鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成22年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称  
鬼付女峰鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域  
新富町鬼付女川河口北岸を起点とし、同川に沿い上流に進み日豊線鉄道線路に達し、同所より同線路を北東に進み日置川に至り、同所より同川を下流に進み王子入江に達し、同所から同入江の西岸の線を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間  
平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で森林公園内における自然観察等の場として活用を図る。

### 宮崎県告示第 755号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成12年宮崎県告示第 935号で指定した石山観音鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成22年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 鳥獣保護区の名称  
石山観音鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域  
都城市高城町石山に所在する国道10号と市道金重橋通線の接点を起点とし、同所から国道10号を北に進み市道片前石山観音線と

の接点に至り、同所から市道石山観音線を北東に進み石山観音参拝道との接点に至り、同所から石山観音参拝道を北東に進み石山観音堂に至り、同所から谷を南に進み谷の分岐点に至り、同所から通称一本松谷を南西に進み市道橋の口石山観音池線に至り、同所から市道橋の口石山観音池線を西に進み市道軍人原通線との接点に至り、同所から市道軍人原通線を北に進み市道片前 1 号線との接点に至り、同所から市道片前 1 号線を西に進み市道金重橋通線との交点に至り、同所から市道金重橋通線を北に進み国道 10 号との接点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

人の入り込みが多い区域であるため、ゴミの放置等により野生鳥獣の生息環境へ影響を及ぼすことがないように、地元自治体や鳥獣保護員との協力により、鳥獣生息の環境保全に努める。

宮崎県告示第 756号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成12年宮崎県告示第 935号で指定した都井岬鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成22年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

都井岬鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

都井岬のうち、駒止の柵で区切られた範囲

3 鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

地元自治体や鳥獣保護員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 757号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成12年宮崎県告示第 935号で指定した三ヶ所小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成22年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

三ヶ所小学校鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所に所在する町道赤谷小学校線と三ヶ所小学校（以下「小学校」という。）正門との接点を起点とし、同所から小学校の境界を町道に沿って北西に 100メートル進み小学校敷と同町道との分岐点に至り、同所から小学校の境界を進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

地元自治体と鳥獣保護員、学校関係者と連携を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 758号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成12年宮崎県告示第 936号で指定した小丸川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成22年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

小丸川鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

高鍋町小丸大橋の右岸堤防を起点とし、同所より同堤防を北西に進み竹鳩橋右岸農道に至り、同所より同農道を南に進み県道木城高鍋線に至り、同所より同県道を西に進み県道木城西都線との交点に至り、同所より同県道木城西都線を南西に進み町道萱久保線との交点に至り、同所より同町道を西に進み町道萱久保・田崎線との交点に至り、同所より同町道を西に進み町道大多賀平線との交点に至り、同所より同町道を西に進み農道岩淵耕地11号線との交点に至り、同所より同農道を西に進み広域農道との交点に至り、同所より同農道を北西に進み比木橋に至り、同所より県道都農綾線を東に進み木城町役場前十字路口に至り、同所より同県道木城西都線を南に進み高城橋左岸堤防に至り、同所より同堤防を東南に進み小丸大橋左岸に至り、同所より同橋を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

宮崎県告示第 759号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成12年宮崎県告示第 937号で指定した宮崎鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成22年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鳥獣保護区の名称

宮崎鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市港（東港）に所在する大淀川左岸と宮崎県中部港湾事務所の西側を通行する宮崎臨港道路延長線との交点を起点とし、同所から同臨港道路を北に進み一ツ葉有料道路交点に至り、同道路を北に進み市道試験場西線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道阿波岐原団地線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道島之内線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道塩路浜山 1 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み明神山に向かう農道との交点に至り、同所から同農道を北に進み佐土原町に所在する市道開バ 7 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道開バ 5 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み一ツ葉有料道路を横断し市道開バ 4 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道石崎河口線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道開バ 3 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道開バ 2 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道開バ 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み石崎川を経て市道大炊田石崎河口線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道大炊田線との交点に至り、同

所から同市道を東に進み市道大炊田浜上線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道二ツ立内堤線との交点に至り、同所から同市道を北に進み一ツ瀬川右岸との交点に至り、同所から同右岸を東に進み最大干潮時の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南に進み大淀川左岸との交点に至り、同所から同左岸を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

更新区域は、国有林や県有林の海岸保安林や農振地域が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 宮崎県告示第 760号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成12年宮崎県告示第 938号で指定した青島鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成22年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 1 鳥獣保護区の名称

青島鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

宮崎市大字熊野に所在する J R 日南線と清武川右岸との交点を起点とし、同所から同河川を東に進み最大干潮時の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南東に進み青島の三角点から 600メートルの地点との交点に至り、同所から青島の三角点を中心に描いた半径 600メートルの円形の線上を北西に進み青島を廻って最大干潮時の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南に進み青島漁港、白浜海岸、戸崎鼻を経て内海港左岸南端に至り、同所から同海岸壁の内側を北西に進み国道 220号との交点に至り、同所から同国道を南に進み市道上水道線との交点に至り、同所から同市道を南に進み J R 日南線内海駅に至り、同所から同日南線を北に進み林道城下・湯の山線との交点に至り、同所から同林道を西に進み林道大谷線との交点に至り、同所から同林道を西に進み林道大谷・上郷良線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み市道内山自然休養線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道曾山寺線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み J R 日南線との交点に至り、同所から同日南線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

更新区域は、農振地域が存在し、また、国有林が隣接するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 宮崎県告示第 761号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成12年宮崎県告示第 939号で指定した生目鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成22年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 1 鳥獣保護区の名称

生目鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

宮崎市大字浮田の生目小学校正門前東側に所在する市道大塚柏原線と市道浮田長峯線との交点を起点とし、同所から市道浮田長峯線を西に進み市道浮田鳥子線との交点に至り、同所から同市道を西に進み国道10号バイパスを横断し市道鳥越浦迫線との交点に至り、同所から同市道を西に進み黒田池に向かう農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み黒田池堤体北詰に至り、同所から同堤体を北西から南西に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北に進み市道富吉石用線との交点に至り、同所から同市道を北に進み宮崎西 I C を横断し、同 I C の宮崎方面行き路線との交点に至り、同所から同路線を北東に進み市道柏原富吉線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道大塚柏原線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

更新区域は、民有林や農振地域が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 宮崎県告示第 762号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成22年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 1 休猟区の名称

稗畑休猟区

### 2 休猟区の区域

西都市大字尾八重の国道 219号と旧国道との分岐点を起点とし、同旧国道を南西に進み、同旧国道沿いの開都姫神社駐車場に至り、同所から尾根線を北に進み市道黒松・元黒松線との交点に至り、同所から同市道を北に進み林道岩井谷線との交点に至り、同所から同林道を南に進みニセン谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み白水国有林78林班との交点に至り、同所から民有林と同国有林との境界線を南に進み同国有林70林班と74林班との境界線の交点に至り、同所から境谷を西に進み、林道岩井谷線との交点となる境谷橋に至り、同橋から同林道を岩井谷下流側に 3.9キロメートル進み、同所から尾根線を南東に進み、同尾根線と国有林内の歩道との交点に至り、同所から同歩道を南西に進み、国道 219号との交点に至り、同所から同国道を北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

### 3 休猟区の存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

## 宮崎県告示第 763号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成22年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 1 休猟区の名称

板谷休猟区

### 2 休猟区の区域

西米良村大字板谷の国道 265号と村道吉村線との交点を起点と

し、同国道を南東に進み、同国道と 5 林班並びに 93 林班の境界線との交点（尾股峠）に至り、同所から同境界線を尾根づたいに西に進み、熊本県との県境に至り、同所より同県境を北西に進み、98 林班の A 及び B 小班の境界線を谷づたいに北東に進み村道吉村線との交点に至り、同所より同村道を東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

3 休猟区の存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

**宮崎県告示第 764号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

平成22年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称

花水坂特定猟具使用禁止区域（銃）

2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域

宮崎市清武町今泉に存在する花水坂団地入口と県道宮崎・北郷線の交点から同県道を南に50メートルの地点を起点とし、同所から同団地と山林との境の山裾を北西から南西に進み砂防えん堤に至り、更に山裾を北西に進み大池と高尾池を通じる水路との交点に至り、同所から同水路を南西に進み、宮崎レイクサイドゴルフ場の境界との交点に至り、同所から同境界を北西から北に進み、農道との交点に至り、同農道を東に進み市道永山高尾線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道黒坂松叶線との交点に至り、同市道を東に進み県道宮崎・北郷線との交点に至り、同県道を南から南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間

平成22年11月1日から無期限